

高 第 33 号
平成28年1月19日

各社会福祉法人代表者 様

大田市健康福祉部高齢者福祉課長
(指 導 監 査 係)

「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」
及び「作成例「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（モデル）」」につい
て（通知）

平素は社会福祉事業の推進につきまして、格別のご尽力をいただき、厚くお礼申し上げ
ます。

さて、このことについて、別添のとおり島根県から通知がありました。

つきましては、通知の内容等について御承知いただき、貴法人が経営される社会福祉
施設等における業務継続計画（「新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続的に
実施するための計画」）の作成に「ガイドライン」及び「業務継続計画（モデル）」を御
活用いただきますようお願いいたします。

大田市健康福祉部高齢者福祉課指導監査係 担当：石田、細田
TEL：0854-83-8064（直通）、0854-82-1600（代）内線1132
FAX：0854-84-9204
メールアドレス：o-shidou@iwamigin.jp

事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 7 日

各 都道府県
指定都市
中核市 民生主管課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」及び「作成例「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（モデル）」」について

今般、平成 26 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金事業の一環として、株式会社インターリスク総研が作成した「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」及び「作成例「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（モデル）」」等を、厚生労働省のホームページに掲載しましたので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画（「新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続的に実施するための計画」）の作成に活用いただけるよう、貴管内の市区町村、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の施行により、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成 25 年厚生労働省告示第 369 号）に定める社会保険・社会福祉・介護事業における特定接種に係る登録事業者の登録が今後開始されることとなります（今年度中を予定）。

同法に定める特定接種の登録事業者となるために社会福祉施設等の事業者が申請する際には、業務継続計画の作成が必要となることを申し添えます。

- ・「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」など

([URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html))